

京都市告示第 371 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 4 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
太秦上桂線	右京区梅津段町 9 番地の 5 地先から 同町 8 番地の 3 地先まで	旧	メートル 40.00	メートル 9.15 ~ 15.00
		新	40.00	9.15 ~ 17.50

(建設局土木管理部道路明示課)